

令和7年度第2回旭市国民健康保険運営協議会 会議概要

- ・日 時 令和8年2月9日（月）午後1時30分開会
- ・場 所 旭市役所3階 政策決定室
- ・出席者 運営協議会委員
飯嶋正利会長、平野千恵子副会長、伊藤春美委員、磯村政保委員、
海和靖昌委員、菅谷博委員、高根宏子委員、小倉恵子委員、向後明紀帆委員
事務局
(保険年金課) 大網課長、宮内副課長、白土班長、飯嶋主査
(税務課) 多田課長、佐野副課長、石橋班長
(健康づくり課) 山内班長、山崎保健師

・委嘱書の交付

会議に先立ちまして、委員の皆様へ委嘱書の交付をさせていただきます。

順次、米本市長がお席の前まで伺いますので、自席にて委嘱書をお受け取りいただきたくお願いいたします。

(名前を読み上げ自席にて市長より委嘱書を交付する)

・議 題

(1) 審議事項

- ①令和8年度旭市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- ②旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- ③旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 報告事項

- ①令和7年度旭市特定健康診査等の実施状況について

(3) その他

1. 開 会

委員9名のうち全員出席

傍聴者 0名

2. 市長あいさつ

本日は、公私共に大変ご多用のところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいま、委員の皆様にご依頼書を交付させていただきました。皆様には国民健康保険運営協議会委員として、専門的かつ公正な立場からご尽力をいただくことになりましたのでよろしくお願いいたします。

また、委員の推薦に際しましては、旭匠瑳医師会及び旭市歯科医師会におきまして、多大なお骨折りをいただきましたことにこの場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

さて、国民健康保険制度を取り巻く環境は、高齢化の進行や、医療費の増加に加え、令和8年度から導入される子ども・子育て支援金制度など新たな制度への対応も求められており、制度運営は一層複雑さを増しております。

本日は、令和8年3月議会に上程されます、令和8年度国民健康保険事業特別会計予算、国民健康保険税条例の改正及び国民健康保険条例の改正について審議を賜る予定でございます。

いずれの案件も、国の制度や社会情勢の変化を踏まえたものであり、被保険者の皆様の負担や、国民健康保険制度の持続性に関わる内容でございます。

委員の皆様方には、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

任期中、何かとご負担をおかけすることもあるかと存じますが、本市国民健康保険事業の円滑な運営のため、どうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

3. 委員・事務局紹介

(名前を読み上げ紹介)

4. 会長・副会長の選出

次第の4、会長・副会長の選出ですが、「旭市国民健康保険施行規則第4条」において、「会長は公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」と規定されております。

お手元の委員名簿の「公益を代表する委員」3名の中から選出をお願いすることになりますが、会長の選出についていかがいたしましょうか。

— 「飯嶋委員にお願いしたい」との声あり —

ただいま、飯嶋委員との発言がありました。

これに、ご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

ご異議なしということですので、会長は飯嶋委員と決定させていただきます。

それでは、飯嶋委員、会長席へ移動をお願いします。

— 会長席へ移動 —

ここで、飯嶋会長より、ごあいさつをお願いいたします。

(会長あいさつ)

ただいま皆様のご推挙により、国民健康保険運営協議会の会長を務めさせていただくことになりました飯嶋でございます。

大変光栄に存じますとともに、その責任の重さを感じております。

被保険者の皆様が安心して医療を受けられる制度を維持していくため、委員の皆様のお力添えをいただきながら、公平で円滑な運営に努めてまいります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

では、ここからの進行につきましては、当規則第6条の規定により、会長が議事の進行を行うこととなっておりますので、飯嶋会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、規則により議長を務めさせていただきます。

皆様のご協力をお願いいたします。

続きまして、副会長の選出についてですが、同規則において、「副会長は公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」と規定されております。

現在、公益を代表する委員は、伊藤春美委員、平野千恵子委員の2名でございます。

「副会長の選出」について、いかがいたしましょうか。

— 「平野委員に副会長をお願いしたい」との声あり —

ただいま、平野委員との発言がありました。

これに、ご異議ありませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

ご異議なしということですので、副会長は平野委員と決定させていただきます。平野委員よろしくお願いたします。

ここで、平野副会長より、あいさつをお願いいたします。

(副会長あいさつ)

ただいま皆様のご推挙により、副会長を務めさせていただくことになりました平野でございます。

微力ではございますが、会長をしっかりと補佐し委員の皆様と力を合わせながら、少しでも貢献できればと考えております。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

－ 市長退席 －

5. 議 題

議 長

では、議題に入ります。

審議事項①「令和8年度旭市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」及び
審議事項②「旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、関連
がありますので一括議題といたします。

事務局の説明を求めます。

説明については、着座にてお願いします。

事務局

審議事項①について概要を説明（保険年金課）

審議事項②について概要を説明（税務課）

議 長

事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。
質疑はありませんか。

委 員

限度額に該当する世帯は全体の何パーセントか。

事務局

254世帯で全体の2.6パーセントになります。

議 長

他に質疑はありませんか。質疑がなければ、質疑を終わります。

審議事項について、ご審議いただきました内容のとおりとし、承認を求めたいと思います。
これより、採決します。

審議事項①「令和8年度旭市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」賛成の方の挙手
をお願いします。

— 全員賛成 —

よって、審議事項①は、承認されました。

続きまして、審議事項②「旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」賛
成の方の挙手をお願いします。

— 賛成者多数 —

よって、審議事項②は、承認されました。

続きまして、審議事項③「旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議
題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

審議事項③について概要を説明（保険年金課）

議 長

事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－ 質疑なし －

議 長

質疑がなければ、質疑を終わります。審議事項について、ご審議いただきました内容のとおりとし、承認を求めたいと思います。

これより採決します。

審議事項③「旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方の挙手をお願いします。

－ 賛成者多数 －

よって審議事項③は、承認されました。

続きまして、次第の（２）報告事項①「令和7年度旭市特定健康診査等の実施状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告事項①について概要を説明

議 長

事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－ 質疑なし －

議 長

質疑がなければ、質疑を終わります。

次に、(3) その他について何かありますか。

事務局

配布資料について説明

- ・国保のすがた
- ・国保新聞
- ・房総の国保

議 長

他にないようですので、本日協議会に付議されました事項は全て終了いたしました。

なお、この結果につきましては、市長に答申させていただきます。

慎重審議いただきありがとうございました。

これにて、旭市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

5. 閉 会

－ 午後2時30分終了 －